

立川市（平成27年10月29日公募要項公表）

No.	質問事項	回答
1	<p>○公募要項1ページ23行目 2（1）整備施設及び規模 特別養護老人ホームの1ユニットの定員は最小で10人、最大で12人ということか。</p>	<p>特別養護老人ホームの1ユニット当たりの定員は12人以下としてください。</p>
2	<p>○公募要項1ページ23行目 2（1）整備施設及び規模 特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設の定員を減らすことは可能か。</p>	<p>公募要項1ページ2（1）に記載のとおり、特別養護老人ホームは「定員50人程度」、老人短期入所施設は「定員5人程度。ただし、特別養護老人ホームの定員の1割以上とする。」としております。</p>
3	<p>○公募要項1ページ23行目 2（1）整備施設及び規模 老人短期入所施設について、単独ユニット定員5人程度とすることは可能か。また、特別養護老人ホームのユニットの中に併設することは可能か。</p>	<p>老人短期入所施設については、原則として、独立したユニットとして整備をお願いします。 ただし、単独ユニットにすることが困難な少人数になる場合は、特別養護老人ホームの定員に、老人短期入所施設の定員を合わせて1ユニットとするなど、基準に沿った整備をお願いします。</p>
4	<p>○公募要項1ページ23行目 2（1）整備施設及び規模 特別養護老人ホームの定員について、10人×6ユニットの合計60人又は12人×6ユニットの合計72人とする計画を提案することは可能か。</p>	<p>公募要項1ページ2（1）に記載のとおり、特別養護老人ホームは「定員50人程度」としております。これを大幅に超える提案は認めておりませんので御注意ください。</p>
5	<p>○公募要項1ページ23行目 2（1）整備施設及び規模 看護小規模多機能の登録定員の人数を減らすことは可能か。</p>	<p>公募要項1ページ2（1）に記載のとおり、看護小規模多機能については、「登録定員：29人、通い定員：18人、宿泊定員：9人」としております。</p>
6	<p>○公募要項1ページ23行目 2（1）整備施設及び規模 看護小規模多機能と特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設との介護スタッフの兼務は可能か。</p>	<p>介護スタッフについては、看護小規模多機能と特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設との兼務は認められません。</p>
7	<p>○公募要項1ページ23行目 2（1）整備施設及び規模 看護小規模多機能と特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設との看護師の兼務は可能か。</p>	<p>看護師については、看護小規模多機能と特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設との兼務は認められません。</p>
8	<p>○公募要項1ページ23行目 2（1）整備施設及び規模 看護小規模多機能の浴室を、特別養護老人ホームと共用することは可能か。</p>	<p>老人福祉施設整備費補助審査基準において、「浴室は、各ユニット内に設けるか、隣接する2ユニットごとにユニットの数だけ設けること。」としており、特別養護老人ホームの入所者が、看護小規模多機能の浴室を利用することは想定していません。</p>
9	<p>○公募要項1ページ23行目 2（1）整備施設及び規模 看護小規模多機能の宿泊室については、宿泊定員9人分の個室が固定で必要なか。また、必要面積を確保していればよいのか。</p>	<p>宿泊専用の固定された個室がない場合であっても、宿泊室については面積の基準を満たした上で、プライバシーが確保されたしつらえになっていれば差支えありません。 プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がありますが、壁やふすまのような建具まで要するというものではありません。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。 なお、宿泊室については、基本的に宿泊定員9人分の個室を固定で整備する方向で検討してください。</p>
10	<p>○公募要項1ページ23行目 2（1）整備施設及び規模 看護小規模多機能の宿泊室については、日中の通いスペースを夜間は個室にできる造作としてもよいのか。</p>	<p>宿泊室については、プライバシーが確保される造作になっていれば差支えありませんが、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。 なお、宿泊室については、基本的に宿泊定員9人分の個室を固定で整備する方向で検討してください。</p>

No.	質問事項	回答
11	○公募要項2ページ31行目 4貸付予定地 敷地の地盤調査報告書を提供されたい。	現在お示しできる資料は、公募要項及び事業者説明会の資料のとおりです。 なお、公募要項7ページ(8)についても参照してください。
12	○公募要項2ページ31行目 4貸付予定地 解体建物の基礎・杭図を提供されたい。	応募申込者に対して、「除却工事資料」を別途送付します。
13	○公募要項2ページ31行目 4貸付予定地 敷地内及び隣接地との高低差が分かる資料を提供されたい。	現在お示しできる資料は、公募要項及び事業者説明会の資料のとおりです。 なお、公募要項7ページ(8)についても参照してください。
14	○公募要項2ページ31行目 4貸付予定地 樹木の配置及び種類が分かる資料を提供されたい。	現在お示しできる資料は、公募要項及び事業者説明会の資料のとおりです。 なお、公募要項7ページ(8)についても参照してください。
15	○公募要項4ページ15行目 5(5)支払方法 貸付料の起算日及び支払発生時期はいつ頃か。	土地引渡日である賃貸借期間の初日から貸付料が発生します。 その後は、四半期ごとに、東京都の定める期日までにお支払いいただきます。
16	○公募要項6ページ7行目 7(2)施設の整備等 計画施設ではサテライト用の厨房のみを設け、他施設の厨房から車で供給を受けることは可能か。	「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例」第36条第3項ただし書き「効果的な運用が見込まれ、かつ入居者へのサービスの提供に支障がない場合」に該当すると認められる内容であれば、可能です。 なお、上記に該当すると認められるか否かは、補助事業協議書の提出後に開催される社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会で判断されることとなります。
17	○公募要項13ページ 公募・審査の流れ(予定) 貸受者の決定が平成28年9月とありますが、老人福祉施設等施設整備費補助の事業計画書の提出は平成28年10月、補助事業協議書の提出は平成28年11月頃になるのか。	公募要項5ページ6に記載のとおり、平成28年度以降の補助内容は決まっておりません。公募要項には、参考として平成27年度の補助単価、スケジュールを基にお示ししております。 なお、契約時期については、公募要項13ページ「公募・審査の流れ(予定)」にもあるとおり、平成29年11月以降を予定しております。
18	○公募要項17ページ 提出資料一覧(借受申請書類) 借受申請書提出時必要書類のNo.14工事見積書はどの程度の項目記載が必要か。	様式17にある「費目」ごとの費用が分かるレベルが必要です。